



子どもが学校で怪我をした！！そんな時は・・・

子どもさんが、学校で怪我をした時の医療費の給付制度があります。

「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」

丸亀市立小・中学校では、学校管理下で発生した児童生徒の負傷等に対して、その医療費等が給付される「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」に加入しています。

学校管理下の怪我で医療機関等を受診した場合は、この制度を利用して医療費の請求をしてください。

- ◆ 学校管理下とは ◆
- ・ 始業前、休憩時間、昼休み
 - ・ 授業中（各教科、遠足、修学旅行など）
 - ・ 課外指導中（部活動など）
 - ・ 通常の経路及び方法での通学中（登校中、下校中）



★学校で児童生徒が負傷等をして、医療機関・調剤薬局等を利用した場合★

治療が完了するまでに医療機関・調剤薬局等の窓口で支払ったすべての医療費の自己負担額（保険診療分）の合計金額が・・・

1,500 円以上ある
(保険診療点数 500 点以上)

1,500 円未満だった
(保険診療点数 500 点未満)

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の申請対象です。

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の申請対象ではありません。

医療機関等の窓口で、医療費の自己負担額をお支払ください。※「丸亀市こども医療」/「丸亀市ひとり親家庭等医療」は使えません。

学校を通じて、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度へ給付申請の手続きを行う。

日本スポーツ振興センターの審査基準に該当した。

いいえ

「丸亀市こども医療」/「丸亀市ひとり親家庭等医療」をご利用ください。

はい

日本スポーツ振興センターから災害共済給付金が給付されます。

「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」へ申請する主なメリットとは

- ①医療費の自己負担額（保険診療分 3 割）に 1 割加算され、4 割給付される
- ②負傷等の初診から最長 10 年間申請できるため、高校に進学したり、市外に転出した等で、こども医療等が助成対象外になった場合でも、治療が継続していれば申請、給付が可能。

医療費を立て替えて支払ったが、日本スポーツ振興センターの給付の対象とならなかった方は、丸亀市こども医療/丸亀市ひとり親家庭等医療から医療費を返還します。申請の仕方等は子育て支援課までお問合せください。

丸亀市健康福祉部子育て支援課
(☎0877-24-8808)